

行田市施設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が設置している公の施設（以下「施設」という。）又は設置しようとする施設に関し、その必要性の有無又はその有効活用について検討するため、行田市施設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に報告する。

- (1) 施設の必要性の有無に関すること。
- (2) 施設の所管課から提出された有効活用案に関すること。
- (3) 施設における有効活用のアドバイスに関すること。
- (4) その施設に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員のうちから委員長が指名して定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときには、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議によらず、関係職員による説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合政策部改革推進室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。